

京都市告示第322号

土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、平成25年2月28日付け京都市告示第462号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を解除します。

平成25年10月7日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市伏見区横大路下三栖里ノ内1番, 2番, 4番, 5番, 18番2, 20番3, 23番2及び26番1 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)